

2025年11月

お客様各位

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

## 「アジアの財産3分法ファンド」 繰上償還（確定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます

さて、このたび弊社では「アジアの財産3分法ファンド」（以下、当ファンドといいます。）につきまして、2025年10月15日を新聞公告日として、当ファンドの繰上償還について受益者の皆様へ提示し、異議申立の受付を行なってまいりました。

受付最終日である2025年11月18日までに弊社に到着したものについて集計を行なった結果、当ファンドについて、異議申立期間中に異議申立をされた受益者が保有する2025年10月16日現在の受益権口数の合計が、2025年10月16日現在の受益権総口数の2分の1を超ませんでした。

したがいまして、2026年1月27日付で当ファンドを繰上償還させていただくこととなりましたので、ここにお知らせ申し上げます。

このたびの繰上償還の確定に伴ない、2025年11月28日以降、当ファンドの購入申込の受付は行ないません。また、換金申込は、引き続き、2026年1月23日まで受付することを原則とします。

今後は繰上償還に向けて、組入資産の資金化を図る方針でございます。なお、償還を迎えるまでの期間、基準価額は市況動向等の理由により変動いたしますので、ご承知おき下さい。

償還金のお支払いは、原則として2026年1月28日より、お取引先の販売会社にてお支払いを開始する予定でございます。また、当ファンドの設定来の運用経過につきましては、償還後に償還まで保有されたお客様に対して「償還 交付運用報告書」をご用意いたしますので、ご高覧下さいようお願い申し上げます。

皆様より当ファンドへのご愛顧を賜りましたことを心より御礼申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

■当資料は、アモーヴァ・アセットマネジメントが「アジアの財産3分法ファンド」の今後のお取扱いについてお知らせすること等を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。



アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
〒107-6242 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー  
[www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

三井住友トラストグループ

1 / 1

※2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。